

## **[事案 29-138] 遅延利息等支払請求**

・平成 30 年 2 月 28 日 裁定不調

### **<事案の概要>**

高度障害保険金の請求時に誤った説明を受けたことを理由として、遅延損害金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

終身保険の高度障害保険金を平成 28 年 1 月に請求したところ、保険会社から、既に支払われた入院給付金のうち、高度障害該当日（症状固定日）以降の入院給付金は、高度障害保険金から差し引かれるとの誤った説明を受けたため、保険金請求を一旦取り下げたが、誤説明であることがわかり、1 年後に再度保険金請求をした。保険会社は、高度障害保険金と高度障害該当以降の保険料とともに、当初の請求時期からの高度障害保険金に対する遅延利息を支払ったが、支払理由に該当する事実の有無調査のための期間として上記のうち 45 日間については遅延利息が付されなかった。

しかし、保険金に対する 45 日間の遅延利息および保険料に対する平成 28 年 3 月以前からの遅延利息を支払ってほしい。

また、保険会社の誤説明を理由として不眠症に罹患したので慰謝料を請求する。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 保険金の遅延利息については、保険法施行に伴う約款の特則により、保険金等の支払理由発生の有無が提出された書類だけでは確認できないときは、調査のため、保険金等の支払期限は請求日の翌日から起算して 45 日を経過する日とする規定に従っている。
- (2) 保険料の遅延利息についても、高度障害保険金の支払いと同時に返還していたと仮定して遅延利息を支払う提案をしている。
- (3) 当初の誤説明に関して申立人に丁重にお詫びしたうえ、経済的損害については最大限の対応を行っている。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、当初の請求時に請求書類を受け付けたものとしたうえで高度障害保険金の支払理由の確認のための期間については遅延利息を付利しないとする保険会社の対応に問題は認められず、また保険会社の誤説明等と不眠症との因果関係も認められないが、返還保険料への付利については保険会社からの提案に沿った内容での和解による解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。